

# 今なら間に合う! 負担軽減のため、まずは相談しよう!

## ケース1

- 独身27歳 年収300万円
- 借入金額3社 140万
- 一度も延滞したことはない

### 総量規制の影響は?

- 総量規制施行後、残高が年収の1/3を超えていますので、例え枠があっても新規の借入はできません。
- 6月18日から3ヶ月以内に年収を証明する書類を求められます。

## ケース2

- 専業主婦30歳
- 借入金額100万円を超えている(クレジットカードのキャッシング枠を含む)
- 延滞なし

### 総量規制の影響は?

- 今後、消費者金融等からの内緒の借入は不可となります。
- 新規借り入れをしなくても、貸金業社は返済能力調査義務により3ヶ月以内に夫の年収証明と同意書の提出を求めて来ます。
- 新規で借入をする場合も、夫の同意を求められ、夫の借入と合算され、年収の1/3の規制を受けます。専業主婦の消費者金融利用者の多くが、夫に内緒! 夫が妻に内緒の割合はもっと高いと言われています。
- 生活維持のため、仕方がなく内緒で消費者金融を利用しなくてはならなかった。これは夫婦の問題ではなく、社会問題です。

## ケース3

消費者金融業者等から『140万円おまとめし、返済を楽にしませんか?』と勧誘された!

### 単純に「おまとめローン」に応ずることは危険

- 20%を越えて借りた期間がある方は払い過ぎた利息を返してもらう可能性があります。弁護士会・司法書士会に相談することを薦めます。
- ネット銀行や普通の銀行でも「おまとめローン」がありますが、必ず金利を確認してください。

まずは相談しよう

貸金業法・総量規制等の疑問にお答えします。

### 相談窓口

- 静岡県弁護士会
  - 静岡支部 054-252-0008
  - 浜松支部 053-455-3009
  - 沼津支部 055-931-1848
- 静岡県司法書士会
  - 静岡県司法書士会館 054-289-3704

お客様のご相談につきましては、個人情報保護法に基づき対応しますのでご安心ください。

### お問い合わせ先

- ライフサポートセンターしずおか
  - 中部事務所 054-273-3715
  - 西部事務所 053-461-3715
  - 東部事務所 055-922-3715
  - しだ・はいばら事務所 054-646-6055
  - 中東遠事務所 0538-33-3715
- 所属の労働組合
- お近くの静岡県労働金庫各支店

クレジットキャッシング・サラ金の被害をなくす静岡県民会議

(県労福協・県弁護士会・県司法書士会・連合静岡・県生協連・ろうきん・全労済県本部)